山口県農業試験場跡地利用基本計画(素案)について

山口商工会議所山口市商店街連合会

(これまでの経緯)

- ○令和6年3月、山口県及び山口市から、「サウンディング型市場調査の結果を踏まえた農業試験場跡地利用の検討状況について」が公表されました。
- ○令和6年5月、当所は、公表内容に対し、中心市街地のまちづくりに影響を及ぼすのでは との懸念から、①「中心商店街と大内地域とが連携できる形での民間活力の導入検討」、 ②「長期的な視点での整備計画」について、県と市で構成する農業試験場等跡地利用検討 協議会で検討していただきたい旨の要望書を山口市へ提出しました。

(計画(素案)の公表を受けて)

- ○令和7年2月13日、山口県及び山口市から、「山口県農業試験場跡地利用基本計画(素 案)」が土地利用の基本方針として公表されました。
- ○①については、対象地への機能導入の考え方の中で、「周辺とのバランスやすみ分けを考慮し、対象地に導入される機能や施設と山口市の中心市街地をはじめとした既存都市機能等との新たな連動や相乗効果を生み出していくことが重要」と明記されました。また、地域交流センターの整備、雨水排水対策を考慮して、造成地盤高・水路・調整池など、対象地全体にわたる基盤整備基準の設定、都市計画道路の改良なども明記されています。
- ○②については、土地利用方針の中で、「公的な利活用を促進するエリア」と「民間による 利活用を促進するエリア」に区分され、まずは「公的な利活用を促進するエリア」から具 体的な整備に着手する、段階的な整備が明記されました。
- ○こうしたことから、当所としては、地域との調和・周辺とのバランスが図られ、また、長期的な視点で公的整備と民間活力による整備の段階的整備などによって、跡地利用のコンセプト「未来のまち」の実現につながっていくものと理解しているところです。 山口県及び山口市におかれましては、同計画(素案)に沿って、関係機関等との連携のもと、今後の事業推進を図っていただきたいと考えています。
- ○また、大型商業施設の立地は、「民間による利活用を促進するエリア」に想定されていないことについても、今後の事業用地の取扱いに反映させ取り組んでいただきたいと考えています。